

## 『家族の信託』の提供開始について

このたび、川崎信用金庫は、業務提携先である、ほがらか信託株式会社と連携し、長寿高齢化の進行にともない、認知症への不安を抱えているお客さまに対し、下記のとおり、認知症対策のサポートを新たに開始します。

### 記

1. サポート名 『家族の信託』
2. サポート内容 『家族の信託』は、ご本人が元気なうちに信託契約を結び、万が一の際は、受託者であるご家族が、本人に代わり自宅不動産を処分し、施設入居費用等を捻出することが可能になる「認知症対策」の一つです。
3. サポートの背景 長寿高齢化の進行により生ずる、判断能力の低下や認知症発症にともなう財産管理問題が、社会的課題になっています。  
また認知症発症による施設等への入居に際し、自宅不動産の処分に苦慮されるケースが増えています。
4. サポート開始日 2020年3月2日（月）
5. お申込み 当金庫各支店窓口までご相談ください。
6. その他 ※本信託は、「自宅不動産を対象」とした「不動産信託」で家族を受託者とした「民事信託」です。  
※ご契約には、ご契約時の「推定相続人全員の同意」が必要となります。  
※『家族の信託』は、ほがらか信託株式会社の商品です。  
信託契約作成にかかる費用は、個別のご相談になります。  
(当金庫からのご紹介ご案内は無料です。)

【お問い合わせ先】 業務部 : 吉田英和 ダイヤル 044-220-2202